



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2018年第15号

今回のテーマ：企業税務抹消手続きプロセスを更に最適化する通知

税務抹消手続きは企業の抹消の際に必要な手続きであるが、従来から煩雑で、非常に時間を要する手続きであった。

今般当局は、更なるビジネス環境の最適化、「放管服」改革のために、企業税務抹消手続きプロセスを更に最適化する通知を公布した。

<参照：税総発〔2018〕149号>

主な内容

一、税金清算証明の免除

以下の何れかに合致する企業は、税金清算証明の取得が免除され、工商局に簡易登記抹消を申請することができる。

- (一) 課税事項が発生していない企業
- (二) 課税事項は発生したが、発票を受領していない・未納税金（滞納金）及び罰金が無い企業

二、税務抹消手続きプロセスを最適化し、適時に処理する

税務調査状態ではない、未納税金（滞納金）及び罰金が無い企業、増値税専用発票及び税金徴収設備を返却済で、以下の何れかに合致する場合、「承諾制」（資料の不備があった場合、後日資料を完備することを承諾する制度）を採用して処理することが可能である。

- (一) 納税信用ランクが A 級または B 級の納税者
- (二) ホールディング親会社の納税信用ランクが A 級である M 級納税者
- (三) 省級の人民政府が誘致した人材あるいは省級以上の業界協会等に認定された業界のトップ人材などが創設した企業
- (四) 納税信用等級評価の対象ではない定期定額個人事業主
- (五) 増値税納税基準に達していない納税者

三、税務登記抹消時の資料及びプロセスの簡素化

- (一) 資料の簡素化を行う。
- (二) 専用窓口を開設する。
- (三) サービスを提供する。
- (四) 「初回対応者責任制」と「一括告知」を強化する。
- (五) 税務局内部の業務プロセスと責任分担を最適化する。

お見逃しなく

- 税務登記抹消時、期限内での完了を更に強化する。
- 税務登記抹消を行う時、資料が不備の場合でも、後日資料を完備することを承諾をしたら、税務局は税金清算証明書を出す。
- 承諾を履行しない場合、その法定代表者、財務責任者の納税信用を D 級の管理対象とする。
- 10月1日から実施される。

以上

